

## (新)

## 日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 日本茶・宇治茶において、その歴史、文化、自然等の構成資産のユネスコ世界遺産一覧表に掲載されうる顕著な普遍的価値について検討するため、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 検討委員会は、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録に係る次の事項を検討する。

- (1) 構成資産の全体像を説明する上で基本となる主題
- (2) 顕著な普遍的価値の証明
- (3) 核心地域（コアゾーン）及びバッファゾーン（緩衝地域）の設定
- (4) 類似した世界文化遺産等との比較
- (5) 保存管理計画策定の方向性
- (6) その他日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録について必要な事項

## (構成)

第3条 検討委員会は、学識経験者及び行政関係者により構成する。

2 委員の任期は、3年間とする。

## (委員長及び委員長代理の選任)

第4条 検討委員会に委員長を置くこととする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 検討委員会には、副委員長を置くことができる。

## (会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (調査研究部会)

第6条 検討委員会に調査研究部会（以下「部会」という）を設置する。

2 部会の構成員は別に定めるものとする。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、京都府農林水産部において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

## (旧)

### 日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録可能性検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 日本茶・宇治茶において、その歴史、文化、自然等の構成資産が顕著な普遍的価値を持ちユネスコ世界遺産一覧表に掲載される可能性について検討するため、日本茶・宇治茶世界文化遺産登録可能性検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所管事項)

第2条 検討委員会は、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録の可能性に係る次の事項を検討する。

- (1) 構成資産の全体像を説明する上で基本となる主題
- (2) 顕著な普遍的価値の証明
- (3) 核心地域（コアゾーン）及びバッファゾーン（緩衝地域）の設定
- (4) 類似した世界文化遺産等との比較
- (5) 保存管理計画策定の方向性
- (6) その他日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録の可能性について必要な事項

#### (構成)

第3条 検討委員会は、学識経験者及び行政関係者により構成する。

2 委員の任期は、3年間とする。

#### (委員長及び委員長代理の選任)

第4条 検討委員会に委員長を置くこととする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 検討委員会には、副委員長を置くことができる。

#### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (調査研究部会)

第6条 検討委員会に調査研究部会（以下「部会」という）を設置する。

2 部会の構成員は別に定めるものとする。

#### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、京都府農林水産部において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

## (新)

### 日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録検討委員会調査研究部会規約

#### (総則)

第1条 本規約は、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録検討委員会（以下「検討委員会」という。）設置要綱第6条に基づき設置された調査研究部会（以下「部会」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 部会は、日本茶・宇治茶に関わる構成資産の顕著で普遍的価値について専門的見地から調査研究を実施することを目的とする。

#### (事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 文献、資料等の収集、整理、解析
- (2) 専門分野別研究チーム（以下「チーム」という。）による共同研究
- (3) 全体会議及びチーム連絡会議
- (4) 現地調査
- (5) その他、前条の目的達成に必要な活動

#### (部会員)

第4条 部会は、検討委員会の推薦する者及び学識経験者等をもって構成する。

#### (役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監査 1名

2 部会長は部会を代表する。

3 幹事は、各チームで互選されたリーダーをあて、部会長を補佐し、部会の運営に当たる。

4 会計監査は部会予算の執行を監督し、検査する。

5 部会長は部会員全員の中から全体会議において選任し、会計監査は幹事の互選とする。

6 部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

#### (幹事会)

第6条 部会に幹事会を設け、規約、会務の審議及び部会の運営にあたる。

2 幹事会は、部会長及び会計監査と幹事によって構成され、部会長が必要に応じて招集する。

#### (会計)

第7条 部会の経費は、交付金、その他の収入により賄う。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事務局)

第8条 部会の事務局は、京都府農林水産部に置き、庶務及び会計を担当する。

2 部会長は、事務局の職務を行うに当たり、事務局主査を委嘱することができる。

#### 附 則

この規約は、平成23年9月30日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成24年7月24日から施行する。

## (旧)

### 日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録可能性検討委員会調査研究部会規約

#### (総則)

第1条 本規約は、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録可能性検討委員会（以下「検討委員会」という。）設置要綱第6条に基づき設置された調査研究部会（以下「部会」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 部会は、日本茶・宇治茶に関わる構成資産の顕著で普遍的価値について専門的見地から調査研究を実施することにより、ユネスコ世界遺産一覧表に掲載される可能性について検討することを目的とする。

#### (事業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 文献、資料等の収集、整理、解析
- (2) 専門分野別研究チーム（以下「チーム」という。）による共同研究
- (3) 全体会議及びチーム連絡会議
- (4) 現地調査
- (5) その他、前条の目的達成に必要な活動

#### (部会員)

第4条 部会は、検討委員会の推薦する者及び学識経験者等をもって構成する。

#### (役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監査 1名

- 2 部会長は部会を代表する。
- 3 幹事は、各チームで互選されたリーダーをあて、部会長を補佐し、部会の運営に当たる。
- 4 会計監査は部会予算の執行を監督し、検査する。
- 5 部会長は部会員全員の中から全体会議において選任し、会計監査は幹事の互選とする。
- 6 部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

#### (幹事会)

第6条 部会に幹事会を設け、規約、会務の審議及び部会の運営にあたる。

- 2 幹事会は、部会長及び会計監査と幹事によって構成され、部会長が必要に応じて招集する。

#### (会計)

第7条 部会の経費は、交付金、その他の収入により賄う。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事務局)

第8条 部会の事務局は、京都府農林水産部に置き、庶務及び会計を担当する。

- 2 部会長は、事務局の職務を行うに当たり、事務局主査を委嘱することができる。

#### 附 則

この規約は、平成23年9月30日から施行する。